

# 第28回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年6月25日（木曜日）  
午前10時 受付開始 午前9時30分

## 開催場所

東京都港区西新橋一丁目6番15号  
NS 虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）  
A P 虎ノ門 11階 Bルーム

## 議案

議案 剰余金の処分の件

バーチャレクス・ホールディングス株式会社

証券コード 6193

株主各位

証券コード 6193  
2026年6月3日

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

バーチャレクス・ホール  
ディングス株式会社  
代表取締役社長 丸山 栄樹

## 第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.vx-holdings.com/ir/meeting.html>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「バーチャレクス・ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「6193」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

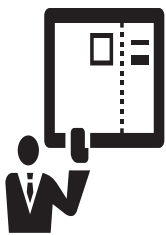
<p><b>1 日 時</b></p>	<p>2026年6月25日（木曜日）午前10時          ※受付開始は、午前9時30分を予定しております。</p>
<p><b>2 場 所</b></p>	<p>東京都港区西新橋一丁目6番15号          NS虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）          AP虎ノ門 11階 Bルーム          （開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）</p>
<p><b>3 目的事項</b></p>	<p><b>報告事項</b> 1. 第28期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）          事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件          2. 第28期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）          計算書類報告の件  <b>決議事項</b> 議案 剰余金の処分の件</p>
<p><b>4 議決権行使についてのご案内</b></p>	<p>(1) 議決権の代理行使をされる場合には、委任状を<b>本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙</b>とともに受付にご提出願います。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきますのでご了承ください。</p> <p>(2) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p>

以 上

株主総会でのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。




なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



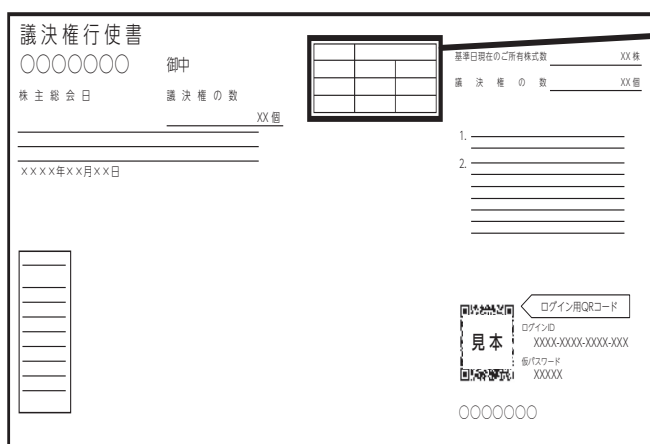
## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>2026年6月25日 (木曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時30分)</p>	 <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2026年6月24日 (水曜日) 午後6時入力完了分まで</p>	 <p><b>書面 (郵送) で議決権を行使される場合</b></p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2026年6月24日 (水曜日) 午後6時到着分まで</p>
---	---	--

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇〇 御中  
株主総会日 議決権の数 XX 股  
XXXX年XX月XX日

高単日現在のご所有株式数 XX 株  
議決権の数 XX 股

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID XXXXX-XXXX-XXXX-XXX  
パスワード XXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

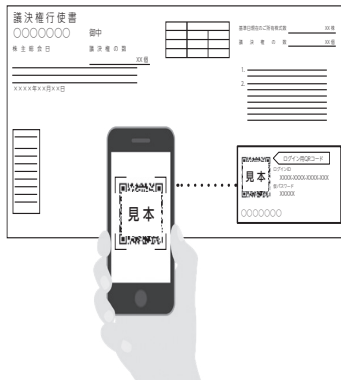
- ・インターネット等および書面 (郵送) の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

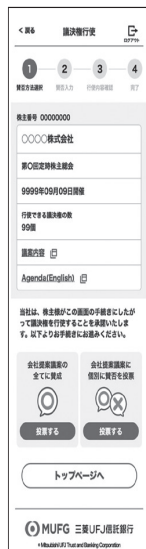
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができず。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

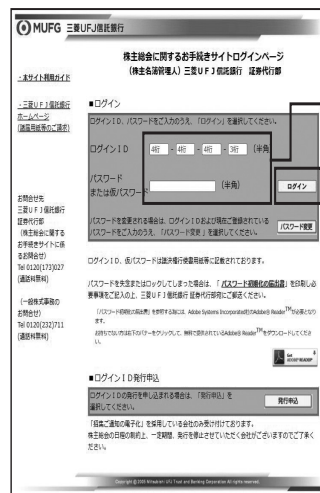


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

議案

## 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 **15円**  
総額は **42,499,860円**

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

以上

# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、個人消費や設備投資が持ち直しつつある中、緩やかな回復が続くことが期待されています。一方で、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスク、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に注意が必要と思われます。

このような状況の下、バーチャレクス・コンサルティング株式会社はCRMをビジネスのドメインに、株式会社タイムインターメディアはWeb、文教・教育、AIなどをビジネスのフィールドとして、当社グループの持つコンサルティング、テクノロジー、オペレーションのケイパビリティを融合させ、ワンストップ伴走型でトータルな支援を継続して行ってきました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,880,064千円（前連結会計年度比6.0%増）、営業利益は394,491千円（前連結会計年度比41.3%増）、経常利益は442,864千円（前連結会計年度比139.1%増）、親会社株主に帰属する当期純損失は81,105千円（前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は111,005千円）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

IT&コンサルティング事業は、前年度低調だった期初の稼働率が今年度は第1四半期から堅調に推移しており、成長戦略と位置づけるAIを中核としたサービス・事業展開も順調に立ち上がりつつあります。

また開発期間が長引き収益を圧迫していた株式会社タイムインターメディアの大型案件の収束目途が概ね立つとともに株式会社タイムインターメディアで、前連結会計年度末に急激に信用力が悪化した特定の得意先に対する売上債権の回収が完了したため、当該得意先に対して計上を停止していた売上を計上するとともに、当該得意先の売上債権に対して計上していた貸倒引当金について、当連結会計年度において貸倒引当金戻入益を計上しました。

この結果、売上高は4,028,116千円（前連結会計年度比7.7%増）、セグメント利益は942,761千円（同21.1%増）となりました。

アウトソーシング事業は、IT&コンサルティング事業におけるマザーセンター構築コン

サルティングサービスからマザーセンター運営受託のアウトソーシングサービスに繋げる取り組みにより、前年度期中より大手クライアントの他事業領域への横展開が結実していません。

この結果、売上高は2,851,948千円（前連結会計年度比3.7%増）、セグメント利益は519,833千円（同4.4%増）となりました。

## 事業別売上高

事業区分	第 27 期 (2025年3月期) (前連結会計年度)		第 28 期 (2026年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
IT&コンサルティング事業	3,739,264千円	57.6%	4,028,116千円	58.5%	288,852千円	7.7%
アウトソーシング事業	2,749,647	42.4	2,851,948	41.5	102,300	3.7
合 計	6,488,911	100.0	6,880,064	100.0	391,152	6.0

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は56,320千円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

IT&コンサルティング事業 ソフトウェアの新機能追加 38,254千円

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達について特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2023年3月期)	第 26 期 (2024年3月期)	第 27 期 (2025年3月期)	第 28 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高(千円)	6,798,990	6,692,228	6,488,911	6,880,064
経常利益(千円)	497,532	454,283	185,231	442,864
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属す る当期純損失(△) (千円)	635,876	202,804	111,005	△81,105
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)	217.74	69.43	39.22	△28.74
総資産(千円)	3,444,564	3,524,140	3,786,502	3,773,987
純資産(千円)	1,623,199	1,752,650	1,773,241	1,660,072
1株当たり純資産(円)	546.81	597.29	613.15	572.72

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
バーチャレクス・コンサルティング株式会社	20,000千円	100.0%	IT&コンサルティング事業 アウトソーシング事業
株式会社タイムインターメディア	90,000	100.0	IT&コンサルティング事業

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、これまで中期的に積極的な事業規模及び事業領域の拡大を図ってまいりましたが、このような状況下におきましても、事業の成長性と財務の健全性の均衡を図り、これらを損なうことなく、企業価値の最大化を目指していく所存です。この企業価値最大化という目的を達成するため、当社グループでは、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識しており、改善すべく取り組んでおります。

##### ①営業基盤の拡大

当社グループは、グループの経営の安定を図り、より一層の成長を目指すために、新規クライアントの獲得及び既存クライアントへのサービス拡充による営業基盤の拡大が不可欠であると認識しております。営業基盤の拡大につきましては、ブランディングやマーケティングの強化により新規の営業先の増加を図り、特に当社グループの強みであるコンサルティング力を切り口にして、システム導入やアウトソーシングの受託に導けるよう一層の体制強化を図ってまいります。

##### ②AI活用によるコンタクトセンター変革の牽引

企業の人件費高騰や人材採用難といった課題が深まる一方、AI技術の急速な進化が進み、約1.5兆円規模と言われるコンタクトセンター・BPO市場は劇的な変革の波を迎えつつあります。

当社グループは、1999年の創業以来CRM領域で培ってきた「コンサルティング（計画・設計）」「テクノロジー（IT開発・導入）」「オペレーション（業務実行）」の3つのスキルを一気通貫で提供できる独自の強みを最大限に活かし、この市場変革を牽引するトップリーダーの役割を担っていく所存です。

AIは単にシステムとして導入しただけでは現場での効果が出にくいいため、クライアントセンターの一部をマザーセンター（AI研究実験センター）として受託し、最新AIの導入と実際の業務を通じた実証実験を繰り返し実施することが有効です。そこで着実に効果が出る導入手法や仮説検証のサイクルを確立した上で、クライアントの大規模コールセンターへと全展開していく「マザーセンターアプローチ」を推進し、顧客接点における本格的なAI化を強力に支援してまいります。

### ③生成AIを用いた当社ソリューションの製品化/サービス化

自社開発のソフトウェア製品に生成AI機能を連結し、高精度な自動回答サービス等として製品化・サービス化を進め、当社グループのソフトウェア事業を強化してまいります。

具体的には、顧客対応クラウドシステム「iXClouZ (iXクラウド)」などの当社製品に、業務提携先であるKotozna社をはじめとする最先端のAIソリューションを連結させ提供します。最大の特徴は、システムやAIツールを提供するだけでなく、当社グループが長年蓄積してきた「現場のオペレーションノウハウ」を深く融合させる点にあります。

AIによるメール内容の分類や回答候補の自動作成機能に対し、当社スタッフが生成AI用のマニュアル作成や、AIへの教育プロセスを直接担当します。これにより、AIの回答精度と実用性を極限まで高め、現場ですぐに機能する「自動回答オペレーションシステム」としてクライアントに提供し、業務効率化を実現してまいります。

### ④AIコンタクトセンター総合プラットフォームの提供

ITコンサルティング事業の成長を牽引するため、最新のAI技術を駆使した「AIコンタクトセンター総合プラットフォーム」の導入支援事業を推進してまいります。このプラットフォームは、AWS上の電話・メール基盤を土台として構築し、音声系チャンネル（IVR音声応答、音声認識、音声合成機能など）と、メール・Web・スマホ系チャンネル（BOT・Chat、生成系AI）を統合し、あらゆる顧客接点に対応する環境を実現します。

さらに、センター運営に不可欠な分析・レポート機能や、FAQ管理、教育・評価システムといった運営系機能も備えます。これらの多岐にわたるAI技術と、自社の製品群のAI機能をシームレスに連携・強化することで、次世代型の総合的なコンタクトセンタープラットフォームとして提案を行ってまいります。

### ⑤デジタルマーケティングからCRMまでの一気通貫支援

顧客接点の変革において、Salesforce関連の導入支援実績をさらに拡大し、デジタルマーケティングからCRMに至る全領域を一気通貫で支援してまいります。支援領域は、見込み客を獲得する「顧客になる前」のフェーズ（マーケティングオートメーションやSFAを用いた営業プロセスの戦略化、販売データ分析）から、「顧客になった後」のフェーズ（カスタマーサポート、顧客分析管理、追加売上・解約管理を担うカスタマーサクセス）までを広く網羅します。

これらの顧客ライフサイクルを一連の流れとして捉え、戦略立案からテクノロジーの導入、運用までワンストップで顧客企業に伴走します。

さらに、SalesforceのAIエージェントである「Agentforce」の導入活用支援を行うことで、顧客企業の営業・マーケティングDXを力強く推進してまいります。

#### ⑥優秀な人材の確保・育成・定着

当社グループは、中期的に積極的な事業規模及び事業領域の拡大を図っていることから、優秀な人材を確保・育成・定着させることを、事業展開における主要な課題の一つと認識しております。

そのため、定期採用（新卒採用）・期中採用（中途採用）の適切なバランスを念頭に置きながら、積極的な人材確保に努めております。また、現在、人材の確保が厳しい採用市場状況を踏まえ、これまでよりも幅広い層をターゲットとした採用活動を行い、入社後の育成と戦力化を重視してまいります。こうした人材の成長を促し、定着化を図るため、当社グループでは、個人の成長を重視した人事評価制度を導入しており、当該人事評価に加えて個人の自主性等も考慮して、積極的な人材登用を実施しております。そして、人材の成長を促す基盤として、定期（新卒）採用社員向けの社内教育研修の他、外部研修の利活用にも注力しております。

#### ⑦情報管理体制の強化

当社グループは、業務上、クライアント環境にて個人情報等の重要な機密情報に接することがあり、情報管理を事業展開における主要な課題の一つと認識しております。

当社グループでは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定のプライバシーマークを取得、及び更新を継続しておりますが、今後は、さらに情報管理を徹底するとともに、役職員に対して研修を実施するなど、その重要性を周知してまいります。

#### ⑧内部管理体制の強化

当社グループは、今後の更なる事業拡大を目指す上で、成長に沿った適切な内部管理体制の実現を、事業展開における主要な課題の一つと認識しております。

そのため、中期的な事業規模及び事業領域の拡大にあわせて、管理部門の適切な人員を確保するとともに、有効な内部統制の構築及びコーポレート・ガバナンスの強化を推進し、経営の健全性及び透明性の実現に尽力してまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
IT&コンサルティング事業	コンサルティングサービス、CRM製品提供、CRM ITサービス
アウトソーシング事業	CRM プロセスサービス

## (6) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

### ① 当社

本社	東京都港区
----	-------

### ② 子会社

バーチャレクス・コンサルティング株式会社	本社（東京都港区）、 茅場町センター（東京都中央区）、 子会社（佐賀県佐賀市）
株式会社タイムインターメディア	本社（東京都新宿区）

## (7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
IT&コンサルティング事業	256 (60) 名	14名増 (2名増)
アウトソーシング事業	119 (536)	3名増 (43名減)
全社（共通）	21 (15)	1名減 (6名増)
合計	396 (611)	16名増 (35名減)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3 (-) 名	- (-)	45歳	2.3年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	515,000千円
株式会社日本政策金融公庫	189,640千円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 10,980,000株
- ② 発行済株式の総数 3,009,553株
- ③ 株主数 5,413株
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
シンプレクス株式会社	438千株	15.49%
丸 山 栄 樹	316	11.17
SBSホールディングス株式会社	107	3.81
バーチャレクス従業員持株会	104	3.70
黒 田 勝	75	2.65
宮 越 則 和	59	2.11
大 川 真 美	55	1.94
ボンズテック株式会社	47	1.66
株式会社SIMPLEX	36	1.27
丸 山 勇 人	31	1.10

- (注) 1. 当社は、自己株式を176,229株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### ③ その他新株予約権の状況

当社の取締役並びに当社子会社取締役及び執行役員に対し発行した有償ストックオプションの概要は以下のとおりです。

	第 3 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2021年5月10日	2022年4月19日
新 株 予 約 権 の 数	840個	1,140個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 84,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 114,000株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権1個につき 3,600円	新株予約権1個につき 200円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 71,900円 (1株当たり 719円)	新株予約権1個当たり 101,600円 (1株当たり 1,016円)
権 利 行 使 期 間	2024年7月1日から 2028年5月25日まで	2022年5月6日から 2032年5月9日まで
行 使 の 条 件	(注) 1	(注) 2
交 付 状 況 の 有 状	当社取締役 3名 500個 当社子会社取締役および子会社執行役員 10名 340個	当社取締役 3名 750個 当社子会社取締役および子会社執行役員 4名 390個

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022年3月期から2024年3月期までの事業年度（以下「参照事業年度」という。）において当社の経常利益の累計額が、下記(a)または(b)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。

(a) 経常利益の累計額が 750 百万円を超過した場合 行使可能割合：70%

(b) 経常利益の累計額が 800 百万円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記の経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）における経常利益の数値を用いるものとし、当該連結損益計算書に株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前経常利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

とする。行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職（参照事業年度の末日の翌日以降の退任又は定年退職に限る）であって、取締役会が事前に承諾した場合は、この限りではない。
  - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - (6) その他の条件及び権利喪失事由については、当社取締役会決議に基づき締結される新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。
2. 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

当社の使用人等に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2022年4月19日	
新 株 予 約 権 の 数	152個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 15,200株 (新株予約権1個につき100株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 値	新株予約権1個当たり 106,300円 (1株当たり 1,063円)	
権 利 行 使 期 間	2024年5月6日から 2032年4月18日まで	
行 使 の 条 件	(注)	
使 用 人 等 へ の 交 付 状 況	子 会 社 の 執 行 役 員	新株予約権の数 152個 目的となる株式数 15,200株 保有者数 8名

(注) 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丸 山 栄 樹	(株)タイムインターメディア取締役会長 V Xアクト (株) 取締役
取 締 役	丸 山 勇 人	バーチャレクス・コンサルティング (株) 代表取締役社長 バーチャレクス九州 (株) 代表取締役社長
取 締 役	黒 田 勝	経営管理本部長 バーチャレクス・コンサルティング (株) 取締役 (株)タイムインターメディア監査役 バーチャレクス九州 (株) 監査役 V Xアクト (株) 監査役
取 締 役	漆 山 伸 一	漆山パートナーズ会計事務所代表 (株)タイムインターメディア 非業務執行取締役
取 締 役	坂 宗 篤	MB & PARTNERS (株) 代表取締役
常 勤 監 査 役	古 川 秀 夫	バーチャレクス・コンサルティング (株) 監査役
監 査 役	鈴 木 邦 男	(株) インフォ・クリエイツ監査役 (有) ケイ・エス・マネジメント代表取締役
監 査 役	小 林 知 巳	(株) 小林マネジメント研究所代表取締役

(注) 1. 取締役漆山伸一氏及び取締役坂宗篤氏は、社外取締役であります。

2. 監査役鈴木邦男氏及び監査役小林知巳氏は、社外監査役であります。

3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、保険料は全額当社が負担しております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	80,700 (7,200)	80,700 (7,200)	- (-)	- (-)	4 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	9,600 (4,800)	9,600 (4,800)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	90,300 (12,000)	90,300 (12,000)	- (-)	- (-)	7 (4)

(注) 1. 上記には、無報酬の取締役1名を除いております。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月16日開催の第17回定時株主総会において、年額230百万円以内（最大7名、うち社外取締役は30百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名であり社外取締役はおりません。

また、上記報酬枠とは別枠で、2018年6月27日開催の第20回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内（社外取締役は含まない取締役4名。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（社外取締役2名）であります。

4. 監査役の報酬限度額は、1999年6月15日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内（最大3名）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。

ロ. 社外役員が親会社等、親会社等の子会社または当該株式会社に親会社等がないときの子会社等から当事業年度の受けた役員報酬等の総額1,800千円

#### ④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年5月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、次のとおりです。

##### 1. 取締役の個人別の報酬等のうち、次の事項の算定方法の決定に関する方針

###### i 業績指標に連動しない金銭報酬（固定報酬）の額

当社の取締役の固定報酬は、当年7月から翌年6月までの12か月間で、均等に支払う月例報酬及び翌年3月に支給する事前確定届出給与の届出に基づいて支給する報酬額の合計とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準を考慮のうえ、総合的に勘案して決定するものとする。

###### ii 業績指標に連動する金銭報酬（賞与）の額

会社の業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合には、決算期に賞与を支給することがある。

###### iii 非金銭報酬等の内容及び額若しくは数

前各号とは別枠でストックオプションとして割り当てる新株予約権は、株主総会で決定された報酬の範囲内で、取締役の個人別の割当の内容及び数を取締役会の決議により決定するものとする。

##### 2. 個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の個人別報酬等に対する割合の決定については、いずれも株主総会で決定された報酬の範囲内で、取締役会の決議により決定する。

##### 3. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

固定報酬は金銭とし、在任中の職務執行の対価として毎月定期的に支払う。

業績連動報酬は金銭とし、取締役会の決議により報酬等を与える時期・条件を決定するものとする。

非金銭報酬等については1. iiiにより決定するところによる。

#### 4. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

##### i 委任を受ける者の氏名または当該会社での地位・担当

代表取締役社長 丸山 栄樹

##### ii 委任する権限の内容

各取締役の固定報酬の額

##### iii 委任した理由

当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

##### iv 権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容

当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業に対する役割、貢献度等の評価を行い、また、世間水準等を踏まえた妥当性の観点から社外取締役の意見を聴取した上で決定するものとする。

#### 5. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、上記4. iv記載の通り、代表取締役社長がその具体的内容について公平性を確保するため、世間水準等を踏まえた妥当性の観点から事前に社外取締役と意見を聴取した上決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### ⑤ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役漆山伸一氏は、漆山パートナーズ会計事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役漆山伸一氏は、株式会社タイムインターメディアの非業務執行取締役であります。兼職先は、当社の子会社であります。
- ・取締役坂宗篤氏は、MB & PARTNERS株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鈴木邦男氏は、株式会社インフォ・クリエイツの監査役及び有限会社ケイ・エス・マネジメントの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小林知巳氏は、株式会社小林マネジメント研究所の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	漆山伸一	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。主に財務・会計等に関し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、当社の監査役を長く務めておりました。</p> <p>主に公認会計士としての経験を活かした見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の経営に対する監督機能について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取締役	坂宗篤	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。アクセンチュア株式会社での業務を通じて培われた幅広い経験と見識を有しております。その経験と見識を活かし、出席した取締役会において、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般の観点から適宜発言を行っております。</p> <p>主にコンサルティング業務や事業経営者としての経験を活かした見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の事業活動全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
監査役	鈴木邦男	<p>当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。日本アイ・ビー・エム株式会社で理事を務められ、IT・情報分野、業界について豊富な経験と経営についての見識を有しており、当社の経営環境及び事業方針を十分に理解したうえで適宜発言を行っております。</p>
監査役	小林知巳	<p>当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営環境及び事業方針を十分に理解したうえで適宜発言を行っております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定しております。その決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- a) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a) 取締役会による監督
    - ・ 当社は取締役会設置会社であり、取締役会は、取締役の職務の執行を監督します。
    - ・ 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、定期又は臨時に開催し、適切な運営を行うことといたします。
  - b) 監査役による監査
    - ・ 当社は監査役設置会社であり、監査役は、当社及び子会社の取締役の職務の執行を監査します。
    - ・ 監査役は、当社及び子会社の取締役会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べることにいたします。
    - ・ 監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を当社の取締役会に報告することといたします。この場合において、必要があると認めるときは、当社の取締役会の招集を請求することといたします。
- b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a) 当社の取締役の職務の執行に係る情報については、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理します。
  - b) 当社の取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものといたします。
- c) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a) 業務・管理に係る各組織は、それぞれの組織に発生する可能性のあるリスクの把握に努めます。
  - b) 当社は独立した組織が内部監査を担当しており、当該組織は、業務・管理に係る各組織におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を社長に報告します。
  - c) リスクが具体化した場合には、取締役会を中心とし、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。

- d) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 当社は、経営の意思決定を迅速化する目的で、持株会社体制を導入しております。子会社では、常勤取締役及び子会社の役員で構成される取締役会又は経営会議を、原則として月1回以上開催しております。子会社で行われる取締役会又は経営会議は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるという観点から非常勤取締役及び監査役の出席を可能としておりません。
  - b 当社は、業務執行の過程における子会社の重要な意思決定について、「関係会社管理規程」において、当社への承認事項、及び報告事項を定めており、当社の子会社にその遵守を求め、当社グループにおける業務執行の状況を管理・監督しております。
- e) 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a 当社及び子会社の使用人に対し、法令、定款並びに社会倫理の遵守が企業活動の前提となることを周知徹底します。
  - b 当社の取締役は、実効性ある内部統制の整備・運用と法令遵守の体制の確立に努めます。
  - c 当社の監査役は、内部統制の有効性について監査し、必要があると認めたときは当社及び子会社の取締役に対し改善を助言又は勧告します。
  - d 内部監査を担当する組織は、当社及び子会社の内部統制の有効性について監査し、必要があると認めたときは適切な者に対し改善を助言又は勧告し、その旨を社長に報告します。
- f) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a 当社の子会社における業務の適正を確保するため、子会社の状況に応じた適切な管理、指導等を行います。
  - b 当社の内部監査を担当する組織は、子会社の監査を行います。
- g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役会が監査役を補助すべき使用人が必要と判断した場合は、必要な人員を配置するものとし、その場合の使用人に対する指揮・命令は監査役が行い、異動、人事評価並びに懲戒等については、監査役会の同意を得るものとしております。

- h) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a 当社及び子会社の取締役及び使用人は、内部統制に関して重要事項が生じた場合は、その都度当社の監査役に報告するものとし、当社の監査役は必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。
  - b 当社及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに当社の監査役会に報告します。
  - c 当社は、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する旨を社内規程に明記し、当社及び子会社においてその体制を整備しております。
- i) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務を執行するうえで、当社に対して費用の前払い等を請求したときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役職務執行に必要でない認められる場合を除き、速やかに当該費用の前払又は償還並びに債務の処理を行うものとしております。
- j) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 当社は、監査役会を設置し、その半数以上は社外監査役とします。
  - b 当社の監査役は、必要と認められるときは、各種会議へ出席し、議事録を閲覧することができるものとしております。
  - c 当社の監査役は、当社及び子会社の内部監査を担当する組織及び外部監査人と情報・意見を交換し、相互に連携して監査を実施します。
- k) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容
- a 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します。
  - b 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、直ちに警察等関連機関とも連携して対応します。
- l) 財務報告の信頼性を確保するための体制の整備
- 「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告にかかる内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を行います。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務執行を監督する権限を有しております。取締役会は、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、取締役会には、監査役が出席しております。

### ②監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の計3名（うち2名が社外監査役）で構成され、コーポレート・ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

当社の常勤監査役は、株主総会や取締役会等への出席、及び取締役・執行役員・従業員・会計監査業務を執行する監査法人からの報告收受などのモニタリングを実施し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。

### ③会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

### ④内部監査

当社は、社長直轄の組織として内部監査室（内部監査人1名）を当社に設置しており、毎事業年度策定される内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。内部監査は、当社の全部門及び子会社を対象として実施しており、監査結果は、実施の都度、代表取締役社長へ報告しております。

### ⑤持株会社体制

当社は、経営の意思決定を迅速化する目的で、持株会社体制を導入しております。当社は、業務執行の過程における子会社の重要な意思決定について、「関係会社管理規程」において、当社への承認事項、及び報告事項を定めており、当社の子会社はその遵守を求め、当社グループにおける業務執行の状況を管理・監督しております。

## 4 会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」及び「買収への対抗措置」については、特に定めておりません。

なお、株式の大量買付行為等のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては、関係法令等に従い弾力的な検討を行ってまいります。

## 5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要な課題と位置付けております。株主への利益還元につきましては、当社グループの成長を加速させる成長投資とともに、財務面での健全性のさらなる強化、経営における成長性と安全性の均衡に努めつつ、資産の売却益等といった一過性の利益及び現預金の増加を伴わない利益を除いた親会社株主に帰属する当期純利益に対して10%~20%程度を目標に総合的に勘案して、経営成績に応じた利益還元を継続的に行う方針です。

内部留保資金の使途につきましては、重点的に優秀な人材の確保・育成・定着に資する施策を実施すること、パッケージ製品の強化・進化を図ることに利用して参ります。

また、一部は、事業規模及び事業領域の拡大に伴い、運転資金が増加しており、今後も増加が見込まれることから、これに充当することとしております。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本とし、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は取締役会決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めています。

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,888,980</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,825,263</b>
現金及び預金	1,369,905	買掛金	152,247
受取手形、売掛金及び契約資産	1,351,801	短期借入金	500,000
仕掛品	812	1年以内返済予定の長期借入金	127,720
前払費用	160,066	未払金	326,832
その他	6,393	未払費用	68,415
<b>固定資産</b>	<b>885,006</b>	未払法人税等	83,721
<b>有形固定資産</b>	<b>75,622</b>	未払消費税等	198,562
建物	156,912	未払事業所税等	6,493
車両運搬具	27,524	前受金	99,651
工具、器具及び備品	239,024	預り金	53,494
リース資産	10,044	賞与引当金	208,125
減価償却累計額	△357,883	<b>固定負債</b>	<b>288,651</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>406,099</b>	長期借入金	276,920
ソフトウェア	116,095	資産除去債務	8,537
ソフトウェア仮勘定	286,183	繰延税金負債	3,193
電話加入権	3,820	<b>負債合計</b>	<b>2,113,914</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>403,284</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	156,788	<b>株主資本</b>	<b>1,592,358</b>
敷金及び保証金	111,638	資本金	619,594
保険積立金	21,692	資本剰余金	323,148
繰延税金資産	108,365	利益剰余金	804,903
その他	9,713	自己株式	△155,289
貸倒引当金	△4,914	その他の包括利益累計額	30,342
<b>資産合計</b>	<b>3,773,987</b>	その他有価証券評価差額金	30,342
		<b>新株予約権</b>	<b>37,372</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,660,072</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>3,773,987</b>

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高	6,880,064	
売上原価	5,153,808	
売上総利益	1,726,255	
販売費及び一般管理費	1,331,763	
営業利益	394,491	
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,558	
助成金収入	14,991	
投資事業組合運用益	40,840	
その他	3,831	62,222
営業外費用		
支払利息	12,694	
支払手数料	900	
その他	255	13,849
経常利益	442,864	
特別利益		
固定資産売却益	2,439	
新株予約権戻入益	10,071	12,511
特別損失		
関係会社清算損	2,565	
投資有価証券評価損	402,392	404,958
税金等調整前当期純利益	50,417	
法人税、住民税及び事業税	131,557	
法人税等調整額	△34	131,523
当期純損失	△81,105	
非支配株主に帰属する当期純利益	-	
親会社株主に帰属する当期純損失	△81,105	

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	610,516	314,070	928,212	△155,289	1,697,510
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	9,078	9,078			18,156
剰余金の配当			△42,202		△42,202
親会社株主に帰属する当期純損失			△81,105		△81,105
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	9,078	9,078	△123,308	-	△105,152
当連結会計年度末残高	619,594	323,148	804,903	△155,289	1,592,358

	その他の包括利益累計額	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当連結会計年度期首残高	27,588	48,141	1,773,241
当連結会計年度変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			18,156
剰余金の配当			△42,202
親会社株主に帰属する当期純損失			△81,105
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	2,753	△10,769	△8,016
当連結会計年度変動額合計	2,753	△10,769	△113,168
当連結会計年度末残高	30,342	37,372	1,660,072

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>433,275</b>	<b>流動負債</b>	<b>656,197</b>
現金及び預金	211,586	短期借入金	500,000
関係会社未収入金	109,000	1年以内返済予定の長期借入金	85,000
未収入金	172	関係会社未払金	24
前払費用	13,211	未払金	34,183
関係会社短期貸付金	160,000	未払費用	1,579
その他	804	未払法人税等	20,704
貸倒引当金	△61,500	未払消費税等	4,179
		未払事業所税	340
<b>固定資産</b>	<b>1,577,981</b>	預り金	8,404
<b>有形固定資産</b>	<b>17,144</b>	賞与引当金	1,782
建物	62,497	<b>固定負債</b>	<b>133,193</b>
車両運搬具	19,047	長期借入金	130,000
工具、器具及び備品	36,029	繰延税金負債	3,193
減価償却累計額	△100,429	<b>負債合計</b>	<b>789,391</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>4,478</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	2,267	<b>株主資本</b>	<b>1,154,151</b>
電話加入権	2,210	資本金	619,594
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,556,357</b>	資本剰余金	323,148
投資有価証券	156,788	資本準備金	323,148
関係会社株式	465,525	利益剰余金	366,696
関係会社長期貸付金	850,000	その他利益剰余金	366,696
敷金及び保証金	64,029	繰越利益剰余金	366,696
保険積立金	19,144	<b>自己株式</b>	<b>△155,289</b>
その他	869	評価・換算差額等	30,342
<b>資産合計</b>	<b>2,011,256</b>	その他有価証券評価差額金	30,342
		<b>新株予約権</b>	<b>37,372</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,221,865</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>2,011,256</b>

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		350,000
売上総利益		350,000
販売費及び一般管理費		178,903
営業利益		171,096
営業外収益		
受取利息及び配当金	11,126	
投資事業組合運用益	40,840	
その他	0	51,968
営業外費用		
支払利息	10,331	
支払手数料	900	
その他	7	11,239
経常利益		211,824
特別利益		
新株予約権戻入益	10,071	10,071
特別損失		
関係会社清算損	2,565	
投資有価証券評価損	402,392	404,958
税引前当期純損失		△183,062
法人税、住民税及び事業税	40,416	
法人税等調整額	4,107	44,524
当期純損失		△227,586

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	610,516	314,070	314,070	636,486	636,486	△155,289	1,405,784
当期変動額							
新株の発行（新株予約権 の行使）	9,078	9,078	9,078				18,156
剰余金の配当				△42,202	△42,202		△42,202
当期純損失				△227,586	△227,586		△227,586
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	9,078	9,078	9,078	△269,789	△269,789	-	△251,633
当期末残高	619,594	323,148	323,148	366,696	366,696	△155,289	1,154,151

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	27,588	27,588	48,141	1,481,515
当期変動額				
新株の発行（新株予約権 の行使）				18,156
剰余金の配当				△42,202
当期純損失				△227,586
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,753	2,753	△10,769	△8,016
当期変動額合計	2,753	2,753	△10,769	△259,649
当期末残高	30,342	30,342	37,372	1,221,865

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

バーチャルクス・ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 秀 樹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 麻 生 晋 市  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、バーチャルクス・ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バーチャルクス・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤

謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、

連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

バーチャレクス・ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 秀 樹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 麻 生 晋 市  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、バーチャレクス・ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品

質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

バーチャレクス・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 古川 秀夫 ㊟

社外監査役 鈴木 邦男 ㊟

社外監査役 小林 知巳 ㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

**会場**  
東京都港区西新橋一丁目6番15号  
NS虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）  
AP虎ノ門 11階 Bルーム

**交通**  
都営三田線 「内幸町駅」 A4a出口 徒歩3分  
東京メトロ銀座線 「虎ノ門駅」 9番出口 徒歩3分  
東京メトロ千代田線 「霞ヶ関駅」 C3出口 徒歩4分



(ご注意) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。